

平成 24 年度 おもてなしトイレ認定事業

目的

- 清潔で“おもてなしの心”を感じるトイレを普及させるための県民運動に取り組む
- おもてなしセミナーを開催し、県民のおもてなし意識の醸成に繋げる

おもてなしトイレ認定制度

- ・『“おもてなしの心”を感じるトイレ』の要件に合致するトイレを設定し、公募する。
- ・ 申込のあったトイレを確認した後、「おもてなし県民会議」が認定し公表。
- ・ トイレシールを配付し、“おもてなしトイレ”を普及させる

申込開始
7月末

トイレ
確認

県(おもてなし
県民会議)
の認定

トイレシール
配付

【対象：観光客が利用可能なトイレ】

- ・ 宿泊施設、道の駅、観光施設、コンビニ
飲食店など行政、民間を問わない。
但し、個人宅を除く。

【応募者：管理者からの応募とする】

おもてなしトイレ認定要件（案）

- ・ 清潔である（ゴミがない。清掃されている。綺麗である。）
- ・ 明るい（50ルクス以上：公衆トイレと同基準）
- ・ 臭いが無い、若しくは臭いを消す対策をとっている
- ・ 利用者への“おもてなし”がされている
例：一輪ざし、荷物台を設置、地域の情報を提供、音楽を流すなどの工夫がされている
- ・ トイレトペーパーが常備されている
- ・ 洋式のトイレが1か所以上ある

県民運動に繋げるため

広く周知

観光関係団体等

「おもてなしトイレ認定制度」への協力依頼

■おもてなし県民会議

- * 観光、運輸関連団体等

■多言語トイレシール協力団体

- * 観光施設、コンビニ、宿泊施設等
140 団体、1,193 箇所

一般県民等

定員 300 人以上

■セミナー

- * おもてなしの活動を広げるためのセミナーの開催
- * 「おもてなしトイレ認定制度」の広報